

的に実施している農薬の残液の回収（有償）に自主的に出される事をお奨めします。余った農薬を山で燃やしたり、山に埋めてしまうことは当然法律で禁止されており、地下水汚染やダイオキシン、環境ホルモン物質の発生につながりかねません。燃やしてしまつて目の前から消えれば、何も問題なしとはならないのが現実です。

もし、回収できる業者などがいない場合はご相談ください。廃農薬処理施設

をご紹介させていただきます。

今年に入ってから農薬メーカー主要10社に対して農薬の回収に関するアンケートを返信用封筒込みで実施しましたが、返信のあったメーカーは1社のみでありました。その他は解答なしであり、「売ったものに対する責任はとらない」という姿勢を強く感じました。

購入したけれど、そのシーズン未開封だったら、引き取ってくれる問屋さんや資材屋さんを探して、お付き合い

するなどして、無用な農薬を自宅に増やさない努力も必要だと思います。所持している農薬を一覧表で管理して、紛失した場合でもすぐにわかる位の管理が生産者に求められる時代がきています。

「撒布から収穫までの日数」と「農薬の選択方法」については次号にしたいと思います。

## 畜産部会、今月の活動

畜産部会委員 らでいっしゅぼーや商品2課課長 近藤 龍一

### Message

Message

#### ■自主基準について

4月11日の畜産集会において、各生産者の方々に自主基準の作成をお願いしました。これは、今後来るべき「有機畜産基準」をにらみ、生産者各々の独自の考えを明確にしてもらい何かあった場合の立ち戻る基準としてもらいたかったからです。農産で自主基準を作ってきましたが、基準を作ることでその考えと目的が明確になり、その産地の生産物の訴求点が明確になりました。先日7月10日農水省がコーデックス委員会が総会で、有機畜産のガイドライン(指針)を採択したことを明らかにしました。焦点の一つになっていた飼料については、有機100%を原則とすることとなりました(有機への転換期間中は牛などの反芻動物は85%、豚や鶏などの非反芻動物は80%有機飼料を使っていれば「有機畜産物」などと表示できる)。有機への転換期間や期限は、各国が独自に設定することで決着しました。すでに有機農産物の基準で農水省は実績があるので、ガイドライン採択から基準作成までの動きはその時以上に速いものと思われる。

らでいっしゅぼーや生産者の自主基

準は5月末に提出とお話ししていましたが、まだ数名の方からしかご提出いただけていません。自主基準作成といっても、なかなか慣れない作業なので、悩んでおられることと思います。今後のスケジュールとしては、まず各畜種別にモデル生産者をこちらで選定させていただきました。現在その生産者の方々へモデル自主基準の作成を依頼させていただいております。モデル自主基準の作成期限を7月末としていますので、8月以降に畜種別の技術交流会を行い、その中で自主基準の作成手順をお話していきたいと考えています。最終的に10月末頃を目標として、全生産者の自主基準を提出していただいて1冊の「畜産自主基準集」にまとめていきたいと考えています。

#### コーデックス委員会「有機畜産のガイドライン(指針)」採択

飼料の扱いは、有機100%を原則とするものの、有機への転換期間中は、牛などの反芻動物は85%、豚や鶏などの非反芻動物は80%有機飼料を使っていれば「有機畜産物」などと表示できることになった。

#### 有機畜産ガイドラインのポイント

① 一般原則	家畜に対し、草地や野外の飼育場への自由な出入りを確保することが必要。
② 栄養	飼料は原則としてすべて有機飼料。ただし、転換期中は、反芻動物の場合は最低85%、非反芻動物の場合は80%以上の有機飼料を給与すればいい。
③ 衛生管理	家畜の疾病は、適切な飼養管理と、良質な有機飼料の給与で予防する。疾病が発生した場合、抗生物質などの動物用医薬品は使える。
④ 飼養管理	繁殖方法は、人工授精は可。受精卵移植手術、遺伝子工学の利用はできない。家畜排せつ物は、土壌や水質の劣化を最小限にするなど適切な管理が必要。
⑤ 記録と個体識別	個体または群ごとに飼料、治療、移動などに関する詳細な記録を保存する。

(出典：日本農業新聞2001年7月11日付)